

議案第75号

福岡市水道給水条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、水道法の一部改正に伴い指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料の額等を定めるとともに、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い水道料金、加入金及び手数料の額を改める必要があるによる。

福岡市水道給水条例の一部を改正する条例

福岡市水道給水条例（平成12年福岡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項、第21条第1項並びに第22条第2項各号及び第3項各号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第26条第4項を次のように改める。

4 指定事業者証の交付を受けた指定給水装置工事事業者は、次に掲げる場合には、指定事業者証を管理者に返納しなければならない。ただし、第1号、第2号及び第4号に掲げる場合にあっては、直ちに返納しなければならない。

- (1) 給水装置工事に係る事業を廃止したとき。
- (2) 法第25条の3の2第1項の規定により指定の効力を失ったとき。
- (3) 法第25条の3の2第1項の更新の申請をするとき。
- (4) 法第25条の11第1項の規定によりその指定を取り消されたとき。
- (5) 指定事業者証に記載された事項を変更するとき。

第34条第1項第3号及び第4号中「100分の108」を「100分の110」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 法第25条の3の2第1項の更新の申請をする者 1件につき5,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第26条第4項の改正規定及び第34条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に1号を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 使用期間がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にまたがる水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に水道料金（以下「料金」という。）の調定（使用水量に基づき料金を決定することをいう。以下同じ。）が行われるものに係る料金（施行日以後初めて調定が行われる日が同年11月1日以後である水道の使用にあつては、当該調定が行われたもののうち、施行日以後初めて調定が行われる料金を前回調定日（その直前の調定が行われた日をいう。以下同じ。）の翌日から起算して施行日以後初めて調定が行われる日までの期間の月数で除し、これに前回調定日の翌日から起算して同年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）の算定については、この条例による改正後の福岡市水道給水条例第16条第2項及び第21条第1項の規定中「100分の110」とあるのはそれぞれ「100分の108」とする。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。